

蓮田市業務委託最低制限価格制度実施要領

令和5年10月20日市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、蓮田市が発注する建設工事に係る設計・監理・調査・測量に関する業務委託（以下「業務委託」という。）に係る入札について、最低制限価格制度を実施するために必要な事項を定め、もって適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- (2) 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者をいう。
- (3) 決裁権者 蓮田市事務決裁規程別表第1の決裁区分による決裁権者をいう。
- (4) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (5) 下限値 第4条第1項第1号のただし書き及び同条第2号における10分の6（測量業務にあつては10分の6、地質調査業務にあつては3分の2）をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象は、競争入札のうち、設計金額が50万円超の業務委託とする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- (1) 別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じた額「以下「最低制限価格」と言う。」とする。

ただし、測量業務に係る契約については、予定価格に対する最低制限価格の割合が10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、予定価格に対する最低制限価格の割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8と、10分の6に満たな

い場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、予定価格に対する最低制限価格の割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。

(2) 決裁権者が特別なものと認めた場合については、第1号にかかわらず、10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

(3) 算出に当たっては、第1号の①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第1号のただし書きの規定及び第2号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を「（最低制限価格の110分の100の額〇〇円）」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告等に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 第1項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽せんによるものとする。

(要領の公表)

第7条 この要領は、公表するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

注1 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。

注2 複数の業種を一括して発注する場合の第4条第1号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した額とする。

注3 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務の③の欄によって算出する。